

愛媛県胃検診・大腸検診・超音波検診業務仕様書

愛媛県胃検診・大腸検診・超音波検診業務の実施に関し、委託契約書に定めるもののほか、この仕様書により実施するものとする。

第1 対象者

1 胃検診

次に掲げる者のうち、令和7年4月1日現在で満35歳以上の者。

- (1) 令和7年8月1日時点で愛媛県職員安全衛生管理規程第2条第1項に定める職員で地方職員共済組合愛媛県支部の組合員。

(ただし、本年度の指定年齢者人間ドック検診又は50歳以上人間ドック検診受診決定者は除く。)

- (2) 令和7年8月1日時点で愛媛県教職員安全衛生管理規程第2条第3号に定める職員

(ただし、本年度の(特)人間ドック検診又は人間ドック検診受診決定者、臨時職員、再任用短時間勤務職員、任期付き短時間勤務職員及び県立学校に常時勤務する教職員は除く。)

2 大腸検診

次に掲げる者のうち、令和7年4月1日現在で満40歳以上の者。

- (1) 令和7年8月1日時点で愛媛県職員安全衛生管理規程第2条第1項に定める職員で地方職員共済組合愛媛県支部の組合員

(ただし、本年度の指定年齢者人間ドック検診又は50歳以上人間ドック検診受診決定者は除く。)

- (2) 令和7年8月1日時点で愛媛県教職員安全衛生管理規程第2条第3号に定める職員

(ただし、本年度の(特)人間ドック検診又は人間ドック検診受診決定者、臨時職員、再任用短時間勤務職員、任期付き短時間勤務職員及び県立学校に常時勤務する教職員は除く。)

3 超音波検診

次に掲げる者のうち、令和7年4月1日現在、満40歳以上の者で受診を希望する者。

- (1) 令和7年8月1日時点で愛媛県職員安全衛生管理規程第2条第1項に定める職員で地方職員共済組合愛媛県支部の組合員

(ただし、本年度の指定年齢者人間ドック検診又は50歳以上人間ドック検診受診決定者は除く。)

- (2) 令和7年8月1日時点で愛媛県教職員安全衛生管理規程第2条第3号に定める職員

(ただし、本年度の(特)人間ドック検診又は人間ドック検診受診決定者、臨時職員、再任用短時間勤務職員、任期付き短時間勤務職員及び県立学校に常時勤務する教職員は除く。)

第2 検査方法及び予定人数

1 胃検診

検査方法	予定人数
・胃部X線撮影検査	1,873 人

2 大腸検診

検査方法	予定人数
・便潜血反応検査（2日法）	1,967 人

3 超音波検診

検査方法	予定人数
・問診 ・腹部超音波検査（コンベックス式電子走査による）	998 人

※検査予定人数については、あくまでも予定であり、変動することから、予定人数の変更に伴う異議は、申し立てないものとする。

第3 検診期日等

1 検診期日及び場所

胃検診・大腸検診・超音波検診日程表のとおり

※日程表に付記する胃検診車台数は必ず確保すること。

※日程は10月～2月末までの期間において調整可能

※県外事務所は当該安全衛生管理者の定める検診機関とする。

2 検診期限

(1) 胃検診	令和8年2月28日
(2) 大腸検診	令和8年2月28日
(3) 超音波検診	令和8年2月28日

第4 健診準備

- 事前打ち合わせを各実施場所の担当者で行い、健診の円滑な実施に努めるとともに、会場設営・片づけ等は受託健診機関が責任を持って行うこと。
- 健診開始初日14日前までに、全対象者の受診表等の事前配布資材に必要事項を印字し、指定した所属別に封入したうえで、職員厚生課へ納入すること。
なお、封入する封筒のサイズは角2までの大きさとする。

第5 検診結果等

1 胃検診

検診機関は、検診終了後、「検診結果通知書」（共通：様式第1号）及び要精密検査となった受診者には「診療情報提供書」（胃：様式第4号）を受診者別に封入し、胃検診報告書（胃：様式第3号）と併せて、各安全衛生管理者へ提出する。

なお、安全衛生管理者への各様式の提出にあたっては、職員厚生課を経由することとする。

2 大腸検診

検診機関は、検診終了後、「検診結果通知書」（共通：様式第1号）及び要精密検査となった受診者には「診療情報提供書」（大：様式第2号）を受診者別に封入し、大腸検診報告書（大：様式第1号）と併せて、各安全衛生管理者へ提出する。

なお、安全衛生管理者への各様式の提出にあたっては、職員厚生課を経由することとする。

3 超音波検診

検診機関は、検診終了後、「検診結果通知書」（共通：様式第1号）及び要精密検査となった受診者には「診療情報提供書」（超：様式第3号）を受診者別に封入し、超音波検診報告書（超：様式第2号）と併せて、各安全衛生管理者へ提出する。

なお、安全衛生管理者への各様式の提出にあたっては、職員厚生課を経由することとする。

4 健診結果については、全日程終了後に県の指定する電子ファイル形式にて速やかに職員厚生課へ提出すること。

第6 健診結果の正確性を確保できるようにするための精度管理

現在実施されている外部精度管理事業（日本医師会、日本臨床衛生検査技師会、全国労働衛生団体連合会など）を少なくとも一つは定期的に受け、当該検査に係る精度評価が基準を満たしていること。

第7 個人情報の適正管理

受託者は、個人情報の適正管理のため、次の体制を有していること。

- ・一般財団法人日本情報経済社会推進協会の認定個人情報保護団体であること。
- ・プライバシーマーク制度と同等以上の認証を有していること。

第8 委託業務遂行上の義務

医療法、医師法並びに診療放射線技師法等の医療関係諸法令を遵守すること。

第9 事前提出書類

次の書類を入札の7日前までに提出すること。

- ・外部審査による精度管理情報に関する結果報告書の写し
- ・個人情報取扱いに関する認証を受けていることを証明する書類の写し